

平成22年度 第5回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成22年12月20日（月）午後1時15分～午後2時10分

場所 流山市ケアセンター 4階 第1研修室

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) (仮称) 流山市受動喫煙防止条例（素案）のパブリックコメントについて
 - (2) 受動喫煙に関する市民アンケート及び施設調査の結果について
 - (3) その他
- 4 閉会

配布資料

- 1 平成22年度第5回流山市福祉施策審議会次第
- 2 パブリックコメントの実施に係る手続の流れ
- 3 受動喫煙に関するアンケート調査報告書概要版

出席委員及び職員

議長・・・中 登（副会長）

委員・・・池上 諄一 松本 裕美 鈴木 孝夫 篠田 光代 小金丸 孝裕
大野トシ子 寺田 伸一 恵 小百合 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 吉田 康彦 健康福祉部次長兼健康増進課長 井上 透
健康増進課長補佐 友野 希代子 健康増進課長補佐 小宮 光江
保健予防係長 高梨 隆太 母子保健係長 藤浪 実江子
母子保健係保健師 渡辺 浩代 成人保健係保健師 晴山 舞子
社会福祉課長 村越 友直 社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄
健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・6人

(1) (仮称) 流山市受動喫煙防止条例 (素案) のパブリックコメントについて

(事務局の説明)

議長： 事務局から説明がありました。皆さんから御意見・御質問をお願いいたします。

御意見がないようです。パブリックコメントの集計等について、まだ報告書が出ていないので、今回は経過状況だけの報告ということです。今後結果報告をいただき審議するというところでよろしいですか。

委員： 異議なし。

議長： ありがとうございます。

(2) 受動喫煙に関する市民アンケート及び施設調査の結果について

(事務局の説明)

議長： 事務局から説明がありました。皆さんからの御意見・御質問をお受けします。

白野委員： 小中学生のいる家庭については学校教育の効果がみられると思いますが、高校生は考えなかったのですか。

健康増進課長： アンケート調査は、市内在住の16歳から75歳までの一般市民3,000人を無作為で抽出しています。16歳以上の人はこの中に入っています。

白野委員： 小学生、中学生まではまだ非常にまじめなのです。高校生になるとたばこを吸う率が高くなります。そんなことから高校生を分けて調査するとよいと感じました。全体を通して思ったことは、たばこは健康に悪いことはほとんどの方が理解されているようです。施設を対象にした調査結果ですが、施設で受動喫煙を知っていますかという質問に対して「知っている」とした施設が9割以上ありますが、それに対して「対策をしていない」施設は38%あり、これが問題であると思うのです。やはり商売をしていると難しいと思うのです。これを市ではどのように考えているのですか。全体的にみればたばこは健康に悪い、施設でも受動喫煙の防止の必要性はあるということは理解しているようです。しかし対策にはいろいろ問題があるということがこの調査の結果から感じられました。市では、今後、どのような対策を実行していくのかということが大切だと思います。

健康増進課長： 先ほどパブリックコメントの概要を申し上げました。市民の中にもありましたが、特に関係団体からそういうご意見がありました。分煙施設を設置するとお金がかかる問題があります。神奈川県は、飲食店を100㎡の面積を境に100㎡以上は罰則がある規制をして、100㎡未満は努力義務としています。流山市の場合は、小さな店舗が多いので分煙を実施するのは難しいのではないかという意見をいただいています。市としてはできるところから始めていただきたいということでご説明しており、例え

ば、お店や銀行等の玄関入口の横あたりに灰皿を設置されている。玄関入口におきますと利用者が必ずそこを通らなくてはならないので、受動喫煙の観点からは、その灰皿の位置を端の方へ変えてもらい、喫煙場所の表示をしていただければ、受動喫煙を受けたくないという人も助けられるということになります。まずはできることからやってくださいとお願いしているところです。今後ともPRしていく必要があると考えています。

寺田委員： この調査報告書を見ますと喫煙者はマナーを守っていると思います。非喫煙者はまだまだと考えています。喫煙者はこういう時勢ですからマナーを守っている傾向があると思います。公共施設の敷地内と公園の二つを一つにした質問はどうかと思いました。公共施設の中は当然だと思っても、公園について私は当然とは思いませんでした。後の項目を見ますと公園を分煙して欲しいという風になっているのだということをごここで改めて実感しました。ただ公園というのはどうなのかと思いました。広い公園で端っこの方のベンチで灰皿を持ってきて吸っているのに、それほど規制が必要なのかと正直思います。公共の場所での喫煙確保というのがいくつかできてきましたが、それが全面喫煙や分煙があった方がいいのかどうか、その辺は非常に難しい問題だと思うのです。それは、これからもう少し他の実態を見ないとわからないと思うのです。そこだけは受動喫煙を受けなくて済むというところがなくなれば、逆にモラルを守らない人はどこでも吸ってしまうことも考えられるので考えて欲しいと思います。それから家庭内での喫煙についてですが、どこで吸っているかという喫煙者に対する質問が抜けていると思います。ベランダとか庭で吸っている分には、受動喫煙に対して問題ないと思うのですが、臭いがするとかそういうのは別の問題だと思うのです。どこで吸っているのかその人が受動喫煙に対する考えを持っていけば、ベランダとか公園の外で吸うことになれば問題はないと思うのです。施設では売上の問題がありましたが、全部の施設に対してこういう質問をしてもなんですが、私は歯科医ですから考えられないのですが、条例を作った場合に一部の事業者の営業に影響がされるということで、大きいところから検証したとか、かわらないとか、グラフをつくっても意味がないと思うのです。殆どの方が日常生活に関係あるかもしれませんが売上云々にはあまり関係ない業種が多いのではないかと思います。ごく一部事業者を対象にしていかななくてはあまり意味がない質問ではないかと思えます。流山市でも6億円位のたばこ税収入があるわけで、やれるところでやって、100㎡をこえるところで、神奈川県と同じでなくてもよいのですが、もしやりたいということであれば、6億という財源というものもある以上、完全な補助金とはいかないけれど、無利子融資とかそういうことを考えないとやはりこの条例を通すというのは非常に難しいのではないかという気がします。柏の実態ですが、柏が初めてからなにか、どう変

わったのか、たとえば駅前の陰になっているところがたばこで、ゴミがたまっているとか、そういうことがないのかどうか、そんなことも聞きたいと思います。市長がいろいろ話されたそうですが、そういう話の中で何か別のことが出てきたのかそんなことをお聞きしたいと思います。

健康増進課長： 市長との話し合いですが、先日12月16日に市長とお会いいただいたのですが、やはり先程お話があったたばこ税の税収が下がることからもう少し歩み寄れるようなことはないのかについて話しました。それから商工会議所からは、その会員メンバーからそういう話が出ているので見直し、撤回をしてほしい話がありました。それから売上についての援助についてのアンケートですが、今回は全体を調査しました。

健康福祉部長： 6億の財源であることを考慮し、事業所に対して運営補助がないのかということですが、それについては条例制定をにらんだうえで、そういう助成制度については前回の審議会でも次長から説明したかと思うのですが、そういう制度の創設を考えています。但し、まだ素案段階なので、次年度に乗せることは保留の状態です。柏市の実態ということで、話がありましたが、柏市は宣言で、市長が公共施設から受動喫煙を防止するため灰皿を撤去したということで、そのために柏駅周辺でポイ捨てが多くなったということを知っています。また、市の庁舎内からも排除していますので市の職員が道路の反対側のコンビニ等に行って休憩時間に喫煙している姿があると聞いています。設問の中で喫煙者がどこで吸っていたかの設問については、その設問を考える段階では想定していませんでしたので今回はそういうことはお聞きしていないことを報告します。公共施設等の全面禁煙や分煙について、もう少し考えて欲しいというお話ですが、そういう考え方について本審議会等で十分な意見を頂戴したうえで素案のパブリックコメントを終えて、庁内でその修正等を考えていますので、本審議会での意見等を十分にいただきたいと考えています。

恵委員： 30頁の施設別受動喫煙防止対策の「対策をしていない」の割合と併せて34頁の間13で対策をしていない理由について「喫煙室などを設けるスペースがない」46.7%、「費用がない」20%という費用に関わる回答があります。もう1点は同じインデックスの中に「受動喫煙の防止対策をしたいが方法が分からない」と回答をしているが、34頁に間14で今後対策の予定はどうかと聞いたときに「予定がない」と答えているわけです。このところの内訳が前の30頁でどの施設が対策もしていないし、予定もないのかということになります。34頁の「予定はある」7.6%、「検討中」22.9%と回答しています。受動喫煙防止対策について「予定がある」「検討中」と回答したところの内訳がどういう施設なのかクロス集計をして、施設ごとに、どういう事象が改善されたら、先ほど寺田委員がお話された施策で対応すべきなのか、規模とか事情の故に別の

手当がよいのか、何か推測の材料ができるかと思うのです。問13で「方法が分からない」というところに対して、もし方向がうまく提示できて、お金があまりかからなくて、何か知恵があるのであれば、これが対策を実施する方に移っていただけるのかどうか。そういう意味で今回実施されたアンケートから分析をしていけば相当個別事情と共通事情を仕分けして、対策はしていないというところが場合によっては、何か工夫によってよい解決策が生まれると思います。ただ反対というのでなく、事情を説明することによって、市にとって喫煙者も非喫煙者も共存できる流山市が作れる方法が引き出されるのではないかと思います。34頁の問13の「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」及び「喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため」と施設の方でお考えのケースがあります。こちらが多分前者と非喫煙者が混ぜている事業者さんです。その場合もだからやらないということではよいのか、隣にいても上に吸収するような空気の流れを、別の流れにするようなことが安く何とかできればと思います。マナーを排除しなければ対策に相当お金がかかってしまいます。このあたりの仕分けがうまく行われ実態が見えてくればと思います。量的というより事情が入るべき内容と条例を作るときの細かい規定に仕分け事項が記載できるのではないかと思います。アンケートの活かし方を考えていただきたい。

健康増進課長： ありがとうございます。今いただいた御指摘についてデータをクロス集計して検討して参ります。

寺田委員： 前回10月の審議会では、これを完結したいというお話でしたがパブリックコメント等の関係で間に合うのかそれとも今後どうするのか。考え方は今後も変わらないのですか。

健康増進課長： 前回の審議会では、パブリックコメント、関係団体の意見、本日の審議会の意見を踏まえて、庁内でも検討しなければならないし、先ほどパブリックコメントの流れということで意見を募集しましたが、まだまだ議会への提案にはいたっていない状況です。予定ですがこの審議会の意見等も踏まえて、来年には市民の意見をお聞きするというので、市長、副市長出席のタウンミーティングの開催を予定していますので、そういったものを踏まえてさらに検討して参ります。制定の時期については今のところ明言できなくなってきました。

議長： 他にございませんか。パブリックコメント結果、アンケート結果、時期について再検討していただきたいと思います。また、方向性がみえたら検討いただきたいと思います。御意見ありがとうございました。意見等が出尽くしたようです。本日の会議はこれまでとします。